

霧立地区国有林の入林手続きにおける
苫前町教育委員会を經由する
取り扱いが廃止されました。

今後は直接、留萌南部森林管理署へ
入林届をお送りください！

留萌南部森林管理署

〒077-0037

留萌市沖見町2丁目7番地1

經由扱いが廃止されるため、これまでの入林届は使えません。
新たに森林管理局のホームページから
ダウンロードしてください。

霧立地区で多い
地質調査の様式等はこちら



国有林への入林



その他の目的等で入林する場合
(イベント開催、取材、調査等)の手続

苫前町教育委員会に届いた入林届は、
令和8年度中は経過措置として留萌南部森林管理署へ転送しますが、
経過措置終了後は予告なくこの取扱いを終了しますのでご承知ください。